

意見書

国立大学法人徳島大学職員給与規則等に関する意見は下記のとおりです。

記

夜勤専従看護師の夜勤専従手当を引き上げる改正については、基本的に賛成します。ただし、夜勤は身体的負担が大きいため、「お金で健康を売る」といったことにならないよう、夜勤専従者の安全管理に十分配慮することを希望します。現状において夜勤専従者は4名、それを10名程度まで増員するとのことですが、現員の大部分が年休を法定最低水準の5日しか取れておらず、中には夏休が取れていない人もいると聞き及んでおります。増員等の適切な対策により、十分な休暇がとれる体制を実現されますことを希望します。

また、夜勤専従者の身体的負担が大きいは理解しますが、夜勤専従者のみの増額では、その他の看護師のモチベーション低下にもつながりかねません。夜勤専従者の夜勤専従期間には、委員会活動やその他カンファレンスの参加など、夜勤専従者ができない業務をそれ以外の者が負担しています。そうした現状に鑑みても、夜勤専従者以外の看護師についても夜勤手当を増額することが望まれます。すべての看護師について夜勤手当を増額することは、夜勤をためらっている時短勤務者等の夜勤復帰を促進する効果もあると思われれます。

引き続き、看護師全体の労働環境を改善することで、看護師募集への応募者増を図り、看護師全般の増員を実現されますことを希望します。それにより、一部の人に負担が集中することがない体制が実現するよう、引き続き努力されることを希望します。

人事院勧告に準拠した賃金の引き上げについては、賛成します。

これまで、財政的には問題がないにもかかわらず「人勧準拠」を口実に給与の引き下げが強行された経緯があります。財政事情が厳しくなったからといって「国立大学職員は公務員ではないから人事院勧告に準拠する必要はない」などと主張することはダブルスタンダードです。組織として一貫した対応を行うことを希望します。

また、来年度は再度の人事院勧告の増額改定が予想されます。それを見越した予算編成を行い、来年度以降も引き続き、人勧を下回ることはない給与水準の維持を希望します。

今回、有期雇用職員の時給単価も引き上げられています。この10年間で徳島県の最低賃金は200円以上上昇していますが、徳島大学の時給単価は100円程度しか上がっておらず、優位性が低下しています。そのため募集しても人が集まらないことが常態化しています。4

年目以降の時給アップやパート職員への一時金の支給など、さらなる改善に努力されることを希望します。

2023年 12月 25日

国立大学法人徳島大学長 殿

常三島地区職員過半数代表者

職 名 教授

氏 名 山口 裕之

印